

8月22日の能力検定試験を欠席された方への対応は、次のとおりとすることとしました。

第19回医療情報技師能力検定試験ならびに第15回上級医療情報技師能力検定試験（一次試験）は、2021年8月22日（日）に、全国13会場で予定どおり実施しました。予定受検者の約8割の方に受検いただきましたが、約2割の方はご欠席でした（例年は約1割の方が欠席されています）。欠席者のなかには、新型コロナウイルス感染症の影響により受検できなくなった方が少なからずおられました。

上記の結果を受けて、医療情報技師育成部会では、ご欠席の方に対して、次のような対応をとらせていただくこととしました。

- 1) 新型コロナウイルス感染症により受検が困難であった方に限って受検料を返金する（詳細については、下記の説明をご参照ください）。
- 2) 科目保留の再延長は行わない。
- 3) 追試験等を行わない。

#### 1) 受検料の返金について

今回の検定試験の試験実施概要では、医療情報技師育成部会が試験を中止した場合以外は、受検料を返金しないと明記しておりますが、今回は、特別の措置として、受検の意思はあっても新型コロナウイルス感染症により受検が困難であった方に限って、受検料を返金させていただきますこととしました。

受検料の返金を希望なさる方は、返金申請書（henkin.xls）に必要事項を記載し、次のメールアドレスにお送りください。ただし、下記の点にご注意ください。

返金申請書送付先：henkin@jami.jp

- \* 欠席された方全員に、受検料を返金するという訳ではありません。受検の意思はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により受検できなかったという方のみが返金の対象となります。申請にあたっては、医療情報技師育成部会がそのことを判断できるような証拠書類等をご提示いただく必要があります。証拠書類の提示が不可能な方は、受検したかったが、受検できなかったという理由を詳述してください。なお、受検なさった方と同等の理由では、返金の対象とはなりません。

- \* 申請期間は、2021年9月8日（水）から10月18日（月）までとさせていただきます。締め切り後の返金申請には応じませんので、ご注意ください。
- \* 返金の際には、返金額から振込手数料を差し引かせていただきます。
- \* 返金額を次回の試験の受検料に充当するという対応は行いません。
- \* 申請してから返金が行われるまでには、多少時間を要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 2) 科目保留の再延長、追試験の実施について

今回の試験直前に、受検ができそうにないという方々から、科目保留の再延長、追試験等のご要望をいただいていたが、これらは行いません。特に、科目保留の再延長については、複数の方からご要望をいただいていたが、1) 前年度と異なって、今回は試験を実施していること、2) 科目保留が延長されなくなると考えて、受検された方が多数おられること、3) 今回、合格保留の延長を行うと科目間の合格年度が著しく開き、適切な能力評価が行えないことの3点に鑑み、再延長は行いません。受検の意思があっても受検できなかった方には、たいへん申し訳ありませんが、ご了承くださいますようお願いいたします。